

土壌汚染情報公開台帳別紙1

土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者
	令和6年8月29日	クロロエチレン	溶出量基準	興亜開発株式会社

土壌汚染情報公開台帳別紙2

地下水の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者
	令和6年8月29日	クロロエチレン	第二地下水基準	興亜開発株式会社

土壌汚染情報公開台帳別紙3

地下水の汚染状況
(敷地境界)

報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目	汚染状況調査の受託者
令和6年8月29日	クロロエチレン	第二地下水基準	興亜開発株式会社

土壌汚染情報公開台帳別紙4

・当該土地において健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のため講じられた措置がある場合は、その内容

措置の方法の種類	措置に関する状況

台帳履歴管理

調製年月日	令和6年10月23日	調製の契機	第116条第9項	
訂正年月日		訂正の契機		

別紙

特定有害物質の使用、排出等の状況

業種及び主要製品	洗濯業
特定有害物質の種類、使用目的、使用形態等	テトラクロロエチレン、ふっ素及びその化合物 クリーニング溶剤としてパークロ、フロンをドライクリーニング機に投入
特定有害物質の使用状況	ふっ素及びその化合物(フロン) ドライ機 (処理能力14Kg) 1台 テトラクロロエチレン(パークロ) ドライ機 (処理能力10Kg) 1台
	使用期間 フロン 昭和58年頃 ～ 平成14年9月 パークロ 平成14年9月 ～ 平成28年6月
特定有害物質の排出状況	廃液は業者回収。 排ガスは建物わきのダクトから排出。
特定有害物質の使用場所等	△別紙(1)のとおり
地下施設の有無及び概要	なし
地表の高さの変更及び地質に係る情報	なし
土壤汚染対策法又は条例に基づく調査及び措置の履歴	・令和4年12月1日付 4環改化土第541号「土地利用の履歴等調査届出書」 ・令和6年7月11日付 6環改化四第91号「土壤汚染状況調査結果報告書」 ・令和6年7月11日付 6環改化土第187号「土壤汚染状況調査報告書」
既往調査及び措置に関する情報	なし
その他特記事項	

- 備考 1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。
 2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。
 3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

土壌汚染状況調査結果報告シート

1. 調査概要			
調査対象地	住居表示	葛飾区 立石七丁目2-11	P1
	地番	葛飾区 立石七丁目548-6の一部	
工業専用地域の有無	無	調査対象地の用途地域が工業専用地域である場合(調査対象地の一部も含む)は「有」を選択してください。	
条例施行規則第55条第3項地域の有無	無	第55条第3項地域については、環境局ホームページの「埋立地の特例の対象地域参考図」をご参照ください。	
今回調査対象地面積	92.42 m ²		P1
深度限定の有無	無		-
指定調査機関名	興亜開発株式会社		
指定調査機関の指定番号	2003-8-2014		
準拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ● 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号) ● 同法施行令(平成14年政令第336号)、同法施行規則(平成14年環境省令第29号) ● 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(最新版 環境省水・大気環境局土壌環境課) ● 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号) ● 東京都土壌汚染対策指針(平成31年4月1日施行) 		

2. 地歴調査結果概要(調査対象地の土壤汚染のおそれの把握)			
有害物質取扱事業場の設置履歴	有		/
		クリーニングビック(昭和62年～平成25年、以降令和5年まで取次)	
特定有害物質の使用状況とその形態			/
		ドライクリーニングの洗浄剤(テトラクロロエチレン、フロン)	
地表の高さの変更(盛土、埋土等)の経緯	無		/
既往調査・対策の経緯	無		
その他の経緯	無		/
汚染のおそれとその由来	●	人為由来による汚染のおそれがある (おそれを否定できない) 自然由来による汚染のおそれがある 水面埋立て用材料による汚染のおそれがある	
試料採取等対象物質の種類とその理由	第一種特定有害物質		/
	ふっ素及びその化合物	ドライクリーニングの届出より、パークロとフロンを使用したことが明らかとなっていることから、第一種特定有害物質に加え、ふっ素及びその化合物も対象とした。	
		同上	
使用の可能性が否定できないものの試料採取等の対象としない特定有害物質とその理由			
土壤汚染のおそれの区分の分類(平面)	土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	ドライクリーニング機が設置されていた作業場(部屋)と、排気ダクトが通っていた物置を「土壤汚染が存在するおそれが多いと認められる土地」に分類した。	P3図2-1
	土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	「土壤汚染が存在するおそれが多いと認められる土地」以外(店舗等)を「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」に分類した。	
	土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地	「土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地」はない。	
汚染のおそれが生じた場所の位置(断面)	現地表面の汚染のおそれの有無とその理由	有 特定有害物質の使用履歴が確認された、又はあると考えられる。	P3
	現在の地表より深い位置の汚染のおそれの有無とその理由及び深度	無	
		なし	

添付資料：(規則第58条第3項第1号) 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
(規則第58条第3項第4号) 対象地周辺の地図

3. 調査方法			
3-1. 単位区画の設定			
起点の位置	X座標、Y座標	X座標: -28939.882	Y座標: 1498.048
	その他	世界測地系の平面直角座標系(9系)に基づく	
起点の高さ	TP	0.040	m
起点の高さを計測した場所(面)	舗装面	その他	m
北の定義	座標北		
回転角度(No.10)	77度	30分	3.89秒
その他			
3-2. 土壌調査方法			
※調査地点位置図を 図3-1、図5-1 に示す。			
現地試料採取期間	ガス採取	令和5年10月18日	
	土壌採取	令和5年10月19日、令和6年1月17日	
室内分析期間	令和5年10月23日～11月1日、令和6年1月18日～1月25日		
試料採取等対象物質と試料採取を行う区画の選定	全部対象区画	全ての区画が「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」を含むことから、設定した全ての区画を全部対象区画とし、すべての区画を選定した。	
	一部対象区画	なし	
第一種特定有害物質の土壌ガス採取方法	全部対象区画	各調査地点において、ボーリングバーを用いて径15mm～30mm程度の穴を深さ80cm～100cmまで削孔した。その後、土壌ガスを吸着しない材質の保護管及び採取管を挿入した後、シリコンゴム栓で密閉し、30分以上経過した後、捕集バッグ法により土壌ガスを吸引採取した。土壌ガス分析は、車載GC-PID/ELCDを用いて現場分析を行った。分析方法は平成15年環境省告示第16号に従った。	
	一部対象区画	なし	
	一部対象区画において土壌ガスが検出された30m格子	なし	
	トラベルブランク試験の有無	無	
	値の補正の有無	濃度の増減は±	
第一種特定有害物質のボーリングによる試料採取方法		被覆(土間コンクリート及び砕石)下を地表(GL)とし、エコマシンを用いて、GL-10mまでの土壌をオールコア採取し、表層、GL-0.5m、GL-1mから深度1mごとの土壌及び帯水層底面の土壌を採取した。	
	帯水層底面が確認された深度	8.20 m	
第二種、第三種特定有害物質の試料採取方法	全部対象区画	表土はダブルスコップ及びハンドオーガーを用いて地表(GL)～5cm及び5cm～50cmの深さから土壌を採取し、2深度の試料は、分析室において等量混合して表土試料1試料とした。	
	一部対象区画	なし	

添付資料：(規則第58条第3項第1号) 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
(規則第58条第3項第4号) 対象地周辺の地図

3-3. 地下水調査方法		※調査地点位置図を 図5-1 に示す。		
現地試料採取 期間	代表地点	令和6年1月17日		
	対象地境界	代表地点で兼用した。		
室内分析期間	代表地点	令和6年1月18日～1月25日		
	対象地境界	代表地点で兼用した。		
代表地点	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)	使用履歴場所が明らかであるため、土壌ガス調査においてテトラクロロエチレンが検出された場所にボーリング調査地点を設定した。 調査対象物質は、土壌ガス調査で検出されたテトラクロロエチレン及びその分解生成物としてトリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレンとした。		図4-1
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)	地下水位及びボーリングコアから、最初の帯水層が存在すると考えられる範囲にスクリーンを設置した。 A-1(テトラクロロエチレン等): 1.20m～8.20m (帯水層底面: 8.20m)		P9 別冊資料「ボーリング柱状図」「調査実施写真」
	帯水層底面が確認された深度	確認された。 8.20 m		表5-1
対象地境界	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う位置の選定(平面)	対象地境界調査が必要なNo.12では、基準超過した1区画(No.12 A-1)が下流側敷地境界に面しているため、代表地点で兼用した。		-
	地下水採取等対象物質と地下水採取を行う深さの選定(断面)	対象地境界での地下水採取等対象物質はクロロエチレンである。代表地点で兼用した。		-
	帯水層底面が確認された深度	確認された。 8.20 m		
地下水試料採取方法		ガイドラインAppendix-7.地下水試料採取方法に示される方法で実施した。		P9

添付資料： (規則第58条第3項第1号) 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
(規則第58条第3項第4号) 対象地周辺の地図

添付資料：（規則第58条第3項第1号）汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
 （規則第58条第3項第4号）対象地周辺の地図 （法、条例共通）

4. 調査結果概要

※1 調査結果一覧表を表3-1～表3-3、表5-1～表5-2 に示す。

※2 調査結果総括図を 図6-1 に示す。

試料採取日	ガス採取	令和5年10月18日	
	土壌採取	令和5年10月19日、令和6年1月17日	
	地下水	代表地点	令和6年1月17日
		対象地境界	代表地点で兼用した。

分類	調査対象物質	土壌ガス					土壌ガス(地下水)					
		基準 (ppm) *	調査 対象 区画数	最大 濃度 (ppm)	ガス 検出 区画数	試料 採取等 の省略	基準 (mg/l)	調査 対象 区画数	測定 結果 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.1	2	ND	0	無	0.01					
	テトラクロロエチレン	0.1	2	0.4	1	無	0.01					
	ジクロロメタン	0.1	2	ND	0	無	0.02					
	クロロエチレン	0.1	2	ND	0	無	0.002					
	四塩化炭素	0.1	2	ND	0	無	0.002					
	1, 2-ジクロロエタン	0.1	2	ND	0	無	0.004					
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	2	ND	0	無	0.1					
	1, 2-ジクロロエチレン	0.1	2	ND	0	無	0.04					
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1	2	ND	0	無	1					
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.1	2	ND	0	無	0.006					
	1, 3-ジクロロプロペン	0.1	2	ND	0	無	0.002					
	ベンゼン	0.05	2	ND	0	無	0.01					

分類	調査対象物質	基準 (mg/l) *	溶出量調査					代表地点における 地下水調査					対象地境界における 地下水調査				
			調査 対象 区画数	最深 調査 深度 (m)注1	最大 濃度 (mg/l)	最大 汚染 深度 (m)注1	基準 超過 区画数 注3	試料 採取等 の省略	試料 採取 区画数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略	試料 採取 地点数	最大 濃度 (mg/l)	基準 超過 地点数	試料 採取等 の省略	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	トリクロロエチレン	0.01	1	8.20	ND	0.00	0	無	1	ND	0	無					
	テトラクロロエチレン	0.01	1	8.20	0.006	0.05	0	無	1	ND	0	無					
	ジクロロメタン	0.02	0														
	クロロエチレン	0.002	1	8.20	0.014	2.00	1	無	1	0.042	1	無	1	0.042	1	無	
	四塩化炭素	0.002	0														
	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0														
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1	8.20	ND	0.00	0	無	1	ND	0	無					
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	1	8.20	0.009	0.00	0	無	1	0.030	0	無					
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	0														
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0														
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0														
	ベンゼン	0.01	0														
	第二種 特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.003	0													
シアン化合物		0.1	0														
鉛及びその化合物		0.01	0														
六価クロム化合物		0.05	0														
砒素及びその化合物		0.01	0														
水銀及びその化合物		0.0005	0														
セレン及びその化合物		0.01	0														
ほう素及びその化合物		1	0														
ふっ素及びその化合物		0.8	2			0.25		0	無								
第三種 特定有害物質 (農薬等)	有機燐化合物	0.1	0														
	ポリ塩化ビフェニル	0.0005	0														
	テウラム	0.006	0														
	シマジン	0.003	0														
	チオベンカルブ	0.02	0														

*基準欄の斜字 :の基準は、「不検出」を示す。

添付資料：(規則第58条第3項第1号) 汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
 (規則第58条第3項第4号) 対象地周辺の地図

分類	調査対象物質	含有量調査						
		基準 (mg/kg)	調査 対象 区画数	最深 調査 深度(m)	最大 濃度 (mg/kg)	最大 汚染 深度 (m)	基準 超過 区画数	試料 採取等 の省略
(特 定 第 二 種 有 害 物 質 等)	カドミウム及びその化合物	45						
	シアン化合物	50						
	鉛及びその化合物	150						
	六価クロム化合物	250						
	砒素及びその化合物	150						
	水銀及びその化合物	15						
	セレン及びその化合物	150						
	ほう素及びその化合物	4000						
	ふっ素及びその化合物	4000	2		ND		0	無
基準不適合範囲の地番		立石七丁目548-6の一部						
基準不適合範囲の面積 ^{(※)2} (m ²)		67.67						
汚染原因		人為由来(ドライクリーニング溶剤由来)と考えられる。						
備考	調査対象区画数	2 区画						
	濃度範囲の数値の着色は基準不適合又は第二溶出量基準不適合であることを示す。							

●区画数は、調査対象地内の単位区画(10mメッシュ)の合計数を記載ください。

①30mメッシュの調査(一部調査対象区画の調査)を行った範囲については調査対象区画数、自然由来特例調査を行った範囲についてはその間の対象区画数として計算してください。

②第一種特定有害物質の溶出量調査で代表地点でボーリングを行った場合は、ガス検出範囲を含めた区画数で計算してください。

③統合された区画は1区画と数えてください。

④土壤汚染の存在するおそれがないと認められる範囲の区画数は含めないでください。

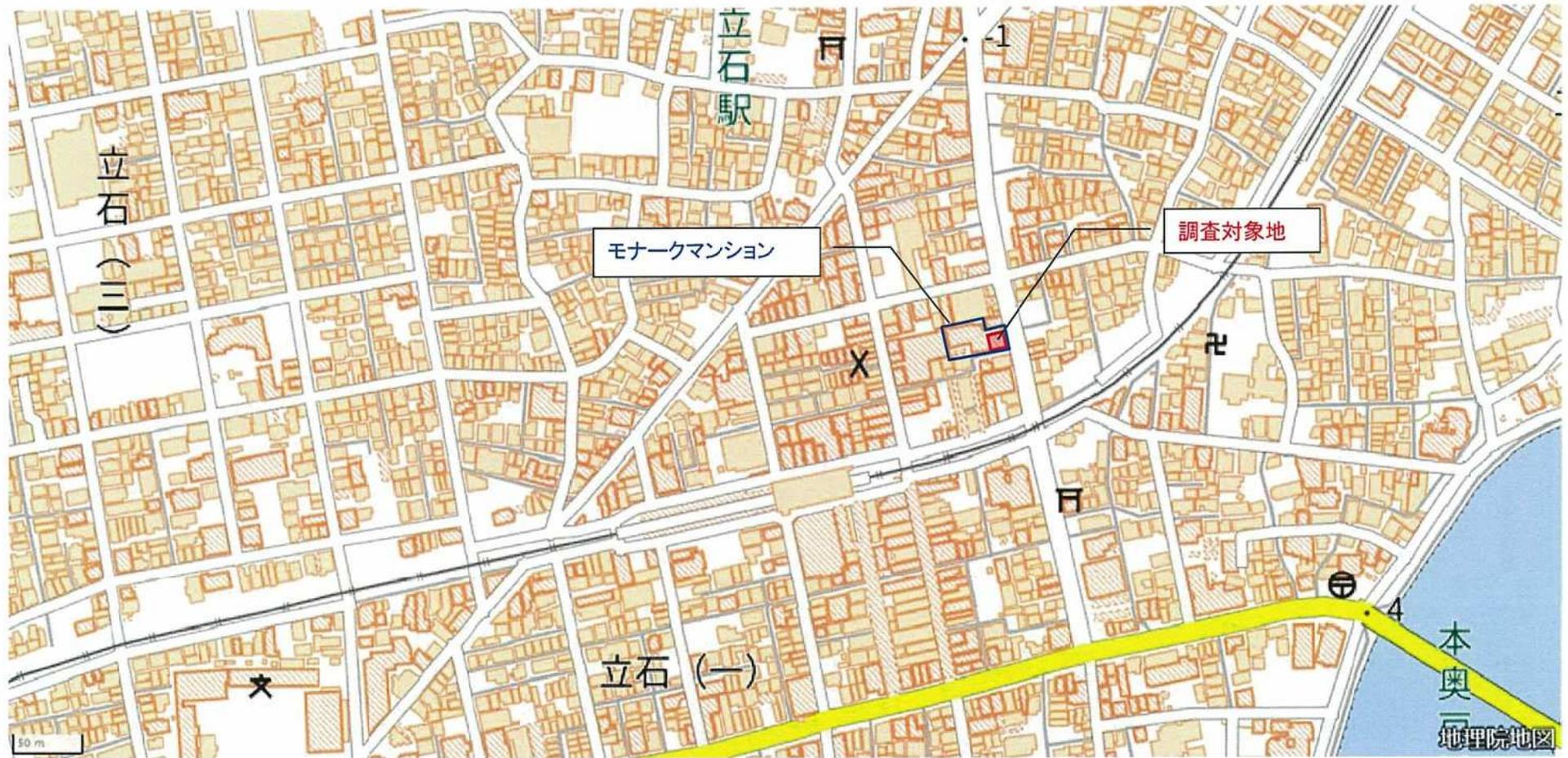
⑤全体の調査範囲に対し、分割して報告書を作成している場合、原則、当報告書で報告する範囲の区画数でまとめてください。

注)1 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の詳細調査の結果を報告する場合は、詳細調査(深度方向調査)結果報告シートを作成してください。
 なお、詳細調査結果は、法に基づく調査の場合は第7条第1項又は第12条第1項、条例に基づく調査の場合は第117条第3項の届出で報告してもかまいません。

注)2 土壤ガス等を検出しボーリング調査を実施した場合には、ボーリング調査結果も踏まえて基準不適合範囲の面積を記入してください。

添付資料：（規則第58条第3項第1号）汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
（規則第58条第3項第4号）対象地周辺の地図

調査位置案内図



出典：地理院地図

1. 調査概要

(1) 調査目的

立石駅北口地区第一種市街地再開発事業の実施に伴い、指定作業場であるクリーニングビック立石7丁目店が廃止されたため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条の手続きを行うことを目的として本調査を実施した。

(2) 土壤汚染調査の対象地

クリーニングビック立石7丁目店

(住居表示) 葛飾区立石七丁目2番11号 102

(地 番) 葛飾区立石七丁目548番6の一部

指定作業条の届け出面積は92.4㎡である。モナークマンション1階の、クリーニングビック占有地を実測した結果92.42㎡であったため、当該実測占有地を指定作業場の敷地として、土壤汚染調査の対象地とした。

図1-1に調査対象地を示す。



図 1-1 調査対象地

添付資料：（規則第58条第3項第1号）汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
（規則第58条第3項第4号）対象地周辺の地図

(3) 準拠法令

本調査は、以下の法令等に準拠して実施した。

- ・ 土壌汚染対策法
- ・ 土壌汚染対策法施行令
- ・ 土壌汚染対策法施行規則
(以下、施行規則まで含めて「土対法」と表す)
- ・ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第3.1版
- ・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
- ・ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則
(以下、施行規則まで含めて「都条例」と表す)
- ・ 東京都土壌汚染対策指針

(4) 調査機関

興亜開発株式会社（土壌汚染対策法指定調査機関 指定番号 2003-8-2014）

東京都江東区新大橋一丁目8番2号(新大橋リバーサイドビル101)

土壌ガス分析機関

株式会社エイト環境リサーチ

千葉県柏市あけぼの5-1-11 401

土壌・地下水分析機関

イビデンエンジニアリング株式会社

岐阜県大垣市神田町2丁目1番地

計量証明事業登録：岐阜県第3号（濃度）

ユーロフィン日本環境株式会社

横浜市金沢区幸浦2-1-13

神奈川県知事登録 濃度第1号

千葉県知事登録 濃度第686号

(5) 調査期間

土壌ガス採取・分析：令和5年10月18日

表土採取：令和5年10月19日

土壌分析(表土)：令和5年10月23日～11月1日

ボーリング土壌・地下水採取(第一種特定有害物質)：令和6年1月17日

土壌分析(第一種特定有害物質)：令和6年1月18日～1月25日

地下水分析(第一種特定有害物質)：令和6年1月18日～1月25日

2. 調査方法

(1) 調査対象物質

ドライクリーニングの届出より、パークロとフロンを使用したことが明らかとなっていることから、第一種特定有害物質に加え、ふっ素及びその化合物も対象とした。

(2) 汚染のおそれの区分の分類

ドライクリーニング機が設置されていた作業部屋と、排気ダクトが通っていた物置を「土壤汚染が存在するおそれが多いと認められる土地」に分類し、それ以外(店舗等)を「土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」に分類した。地中施設は確認されなかった。

汚染のおそれの区分の分類を図 2-1 に示す。

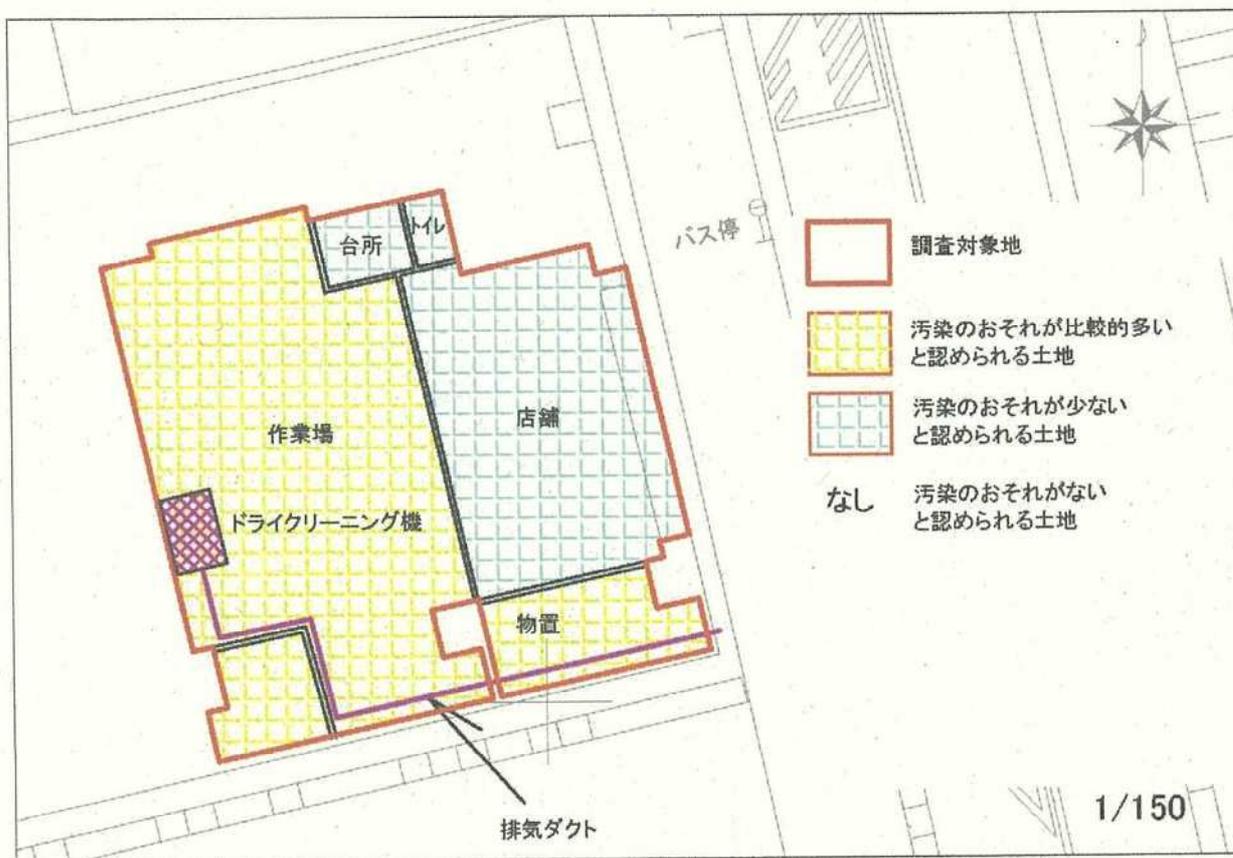


図 2-1 汚染のおそれの区分の分類

(3) 区画の設定

対象地北端に起点を設定し、起点から10m×10mメッシュを用い、単位区画を設定した。

狭小な区画については、隣り合う2つの区画を合わせて面積130m²以下かつ区画線上の長辺が20m以下となる場合に区画を統合して1単位区画とした。

(4) 区画の分類

全ての区画が「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」を含むことから、設定した全ての区画を全部対象区画とした。

(5) 区画の選定

第一種特定有害物質を対象とする土壌ガス採取区画は、全ての区画を選定した。

第二種特定有害物質を対象とする土壌採取区画は、全ての区画を選定した。

(6) 調査地点

表土及び土壌ガス調査地点を図2-2に示す。

A-1区画では、ドライクリーニング機が設置されていた場所の、洗浄剤の投入及び排出を行っていた南側の場所で、床に亀裂が確認された位置に調査地点を設置した。A-2区画では、排気ダクトが通っていた物置に調査地点を設定した。A-2区画の土壌採取地点は、掘り始めた後、地中の障害物(金属)により掘り進めることができなくなったため移動した。

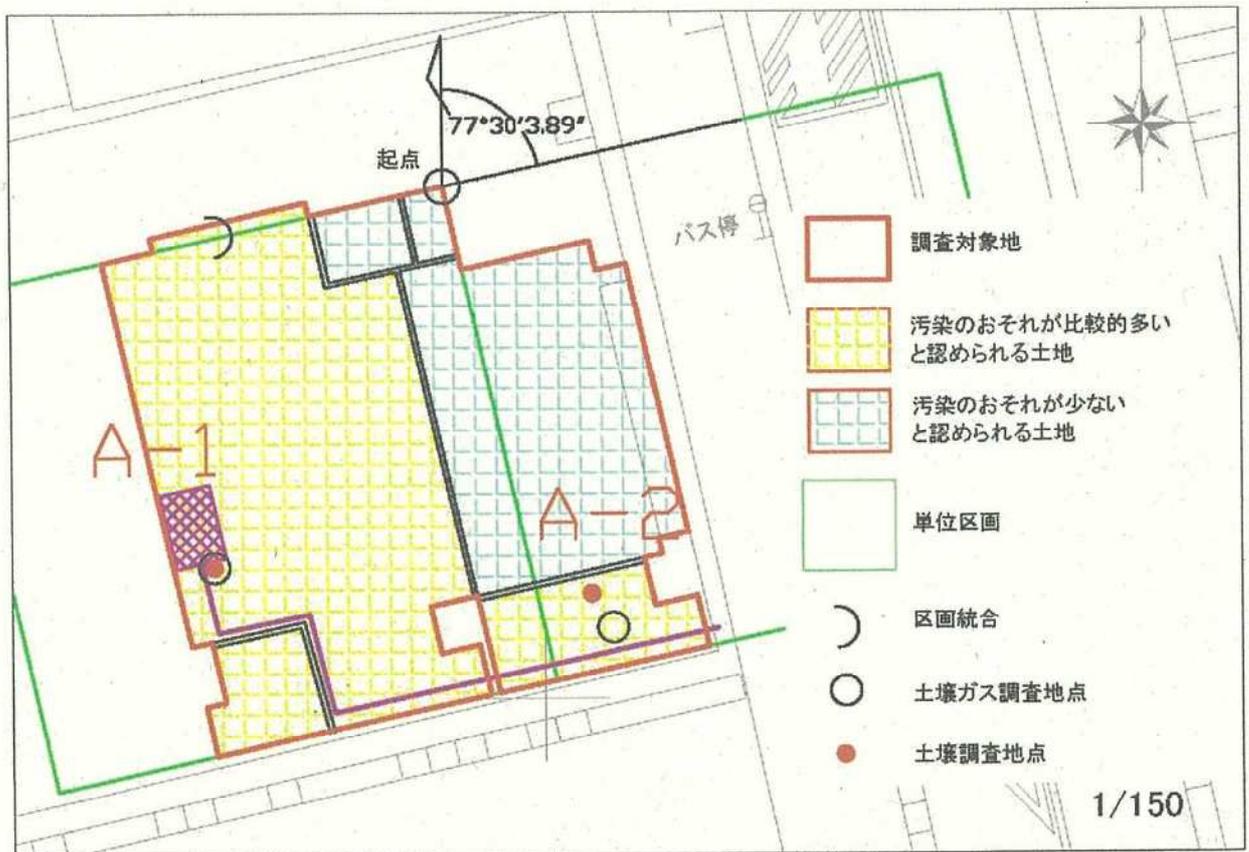


図2-2 調査地点

(7) 試料採取方法

ア. 土壌ガス

各調査地点において、ボーリングバーを用いて径15mm～30mm程度の穴を深さ80cm～100cmまで削孔した。その後、土壌ガスを吸着しない材質の保護管及び採取管を挿入した後、シリコンゴム栓で密閉し、30分以上経過した後、捕集バッグ法により土壌ガスを吸引採取した。

地表が舗装されている場合は、ハンマードリルを用いて削孔した後、上記試料採取を行った。

(図2-3参照)

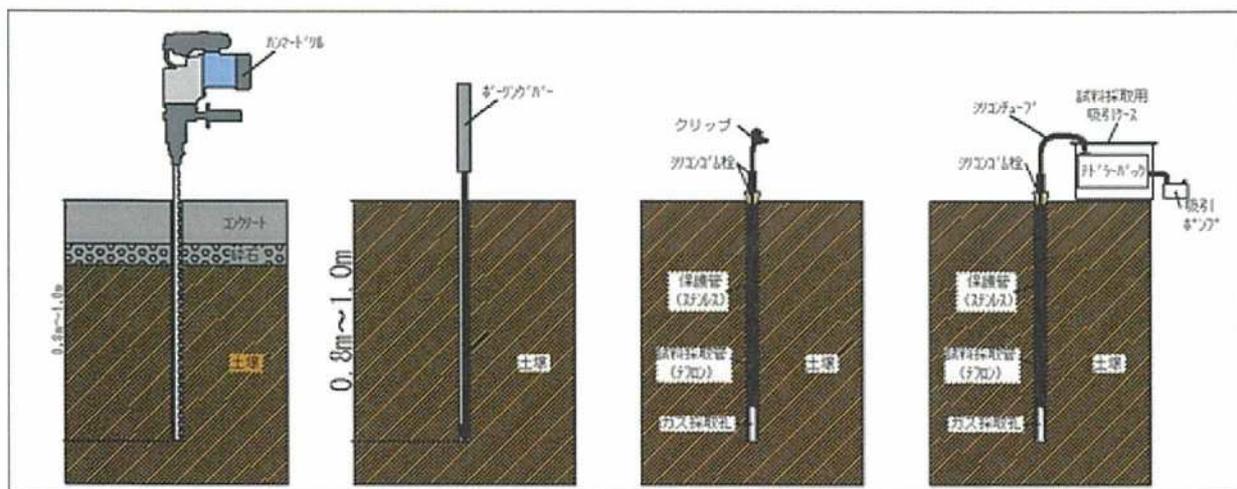


図 2-3 土壌ガス採取方法(模式図)

イ. 土壌試料

地表が被覆されているため、各調査地点において、コアカッターを用いて削孔した後、土間コンクリート及び砕石を取り除いた位置を地表とし、ダブルスコップ、ハンドオーガーを用いて地表(GL)～5cm及び5cm～50cmの深さから土壌を採取した。2深度の試料は、分析室において等量混合して表土試料1試料とした。(図2-4参照)

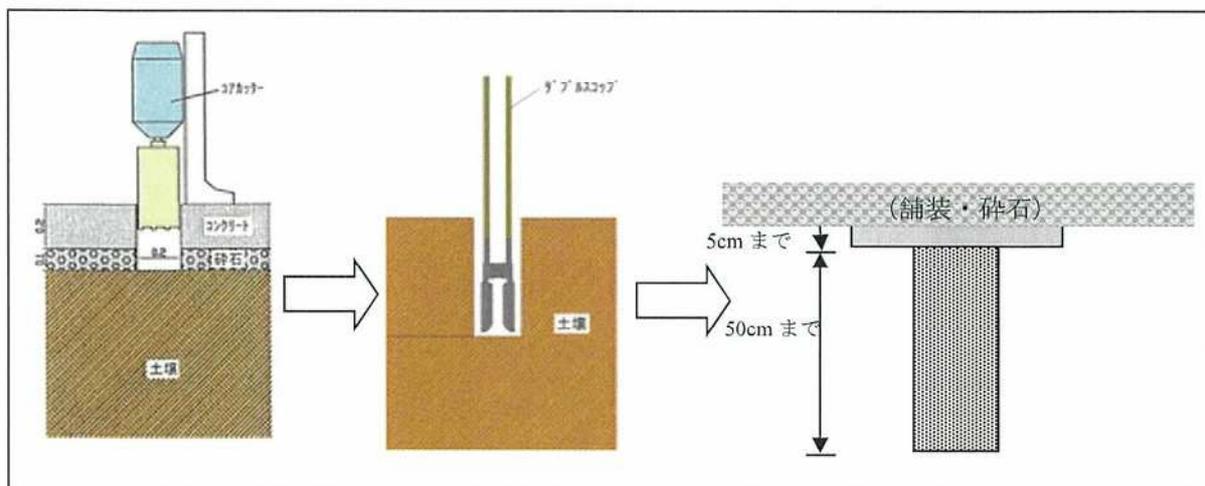


図 2-4 土壌試料採取方法(模式図)

添付資料：（規則第58条第3項第1号）汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
（規則第58条第3項第4号）対象地周辺の地図

(8) 分析方法

土壌ガス分析は、車載 GC-PID/ELCD を用いて現場分析を行った。分析方法は平成 15 年環境省告示第 16 号に従った。

土壌溶出量は、平成 15 年環境省告示第 18 号に従って分析を行った。

土壌含有量は、平成 15 年環境省告示第 19 号に従って分析を行った。

添付資料：（規則第58条第3項第1号）汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
 （規則第58条第3項第4号）対象地周辺の地図

3. 土壌汚染状況調査(概況調査)結果

(1) 土壌ガス調査結果

表 3-1 に土壌ガス分析結果を示す。

A-1 でテトラクロロエチレンが検出された。それ以外は、全地点において、土壌ガスから第一種特定有害物質は検出されなかった。

表3-1 土壌ガス分析結果

単位:volppm

地点	クロロエチレン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	ジクロロメタン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロエタン	1,1,2-トリクロエタン	トリクロロエチレン	ベンゼン
A-1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.4	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
A-2	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.05
定量下限値	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.05

検出

(2) 土壌分析結果

表 3-2 に土壌溶出量分析結果を示し、表 3-3 に土壌含有量分析結果を示す。

基準超過は確認されなかった。

表3-2 土壌溶出量分析結果

地点	ふっ素及びその化合物
	mg/L
A-1	0.24
A-2	0.25
土壌溶出量基準	0.8以下

表3-3 土壌含有量分析結果

地点	ふっ素及びその化合物
	mg/kg
A-1	400未満
A-2	400未満
土壌含有量基準	4000以下

4. 土壤汚染状況調査(VOC 土壤溶出量調査)及び地下水調査方法

(1) 調査地点(代表地点)及び調査対象物質

第一種特定有害物質の土壤溶出量調査(ボーリング調査)及び地下水調査は代表地点で行うこととされている。

土壤ガスからテトラクロロエチレンが1区画で検出されたことから、当該区画内に調査地点を設定した。

使用履歴場所が明らかであるため、土壤ガス調査においてテトラクロロエチレンが検出された場所にボーリング調査地点を設定した。

調査対象物質は、テトラクロロエチレンとその分解生成物とした。

対象物質を表4-1に示し、調査地点を図4-1に示す。

表4-1 調査対象物質

地点	土壤ガス調査結果	調査対象物質
A-1	土壤ガスからテトラクロロエチレン検出 (0.4ppm)	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン※、1,1-ジクロロエチレン※、 1,2-ジクロロエチレン※、クロロエチレン※

※土壤ガスから検出されなかったテトラクロロエチレンの分解生成物。

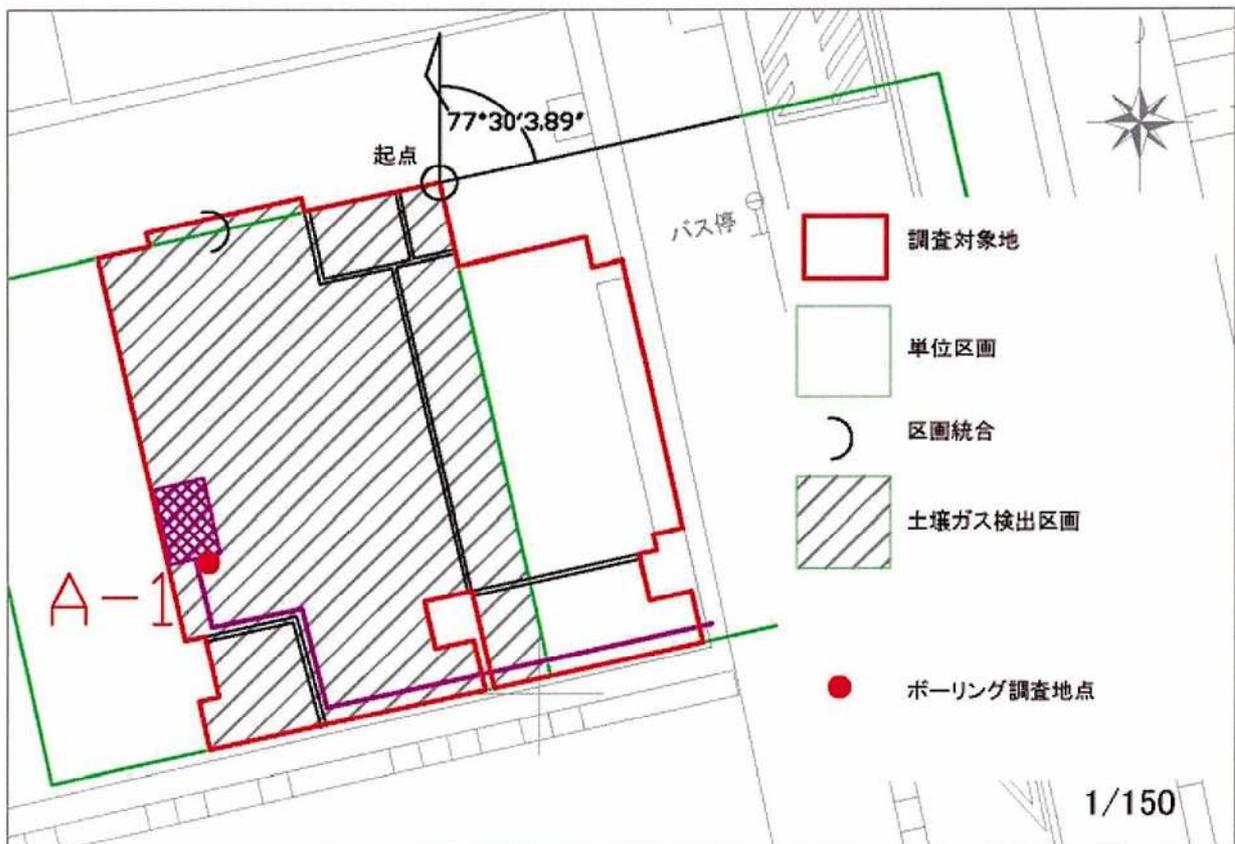


図4-1 ボーリング調査地点

(2) 試料採取方法

被覆(土間コンクリート及び砕石)下を地表(GL)とし、エコマシンを用いて、GL-9m までの土壌をオールコア採取し、表層、GL-0.5m、GL-1m から深度 1m ごとの土壌及び帯水層底面(深度 8.2m)の土壌を採取した。(図 4-2 参照)。

地下水水位が浅いと想定されたことから、ケーシングを用いて掘進した。

地下水は、ガイドライン Appendix-7.地下水試料採取方法 1.5 (1)ボーリング孔を利用する方法で実施した。ボーリング孔に井戸管を挿入し、ケーシングを地下水水位程度まで引抜き、孔内水をパージした後に、ポンプを用いて帯水層の中間深度より採取した。

採取後は、井戸管を撤去した

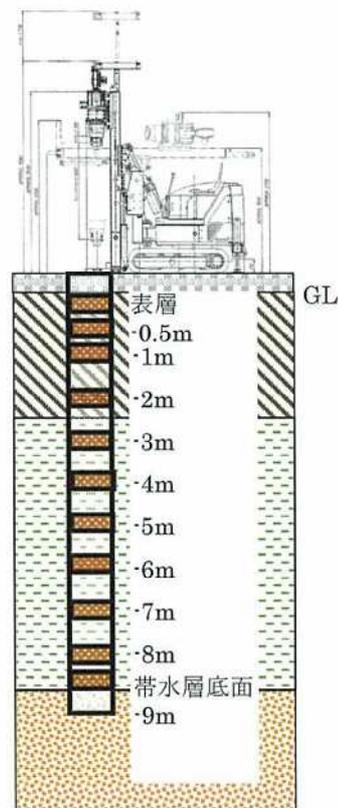


図 5-2 第一種特定有害物質 ボーリング調査試料採取（模式図）

(3) 分析方法

土壌溶出量分析は、平成 15 年環境省告示第 18 号に従って行った。

地下水分析は、平成 15 年環境省告示第 17 号に従って行った。

5. 土壌汚染状況調査(VOC 土壌溶出量調査)及び地下水調査結果

(1) 土壌分析結果

土壌分析結果を表 5-1 に示す。

クロロエチレンの土壌溶出量基準超過が確認された。

表5-1 土壌溶出量分析結果

単位: mg/L

深度	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
表層	0.001 未満	0.001 未満	0.002 未満	0.004 未満	0.0002 未満
0.5m	0.006	0.001 未満	0.002 未満	0.004 未満	0.0002 未満
1m	0.001	0.001 未満	0.002 未満	0.004 未満	0.0002 未満
2m	0.001 未満	0.001 未満	0.002 未満	0.009	0.014
3m	0.001 未満	0.001 未満	0.002 未満	0.004 未満	0.0004
4m	0.001 未満	0.001 未満	0.002 未満	0.004 未満	0.0002 未満
5m	0.001 未満	0.001 未満	0.002 未満	0.004 未満	0.0002 未満
6m	0.001 未満	0.001 未満	0.002 未満	0.004 未満	0.0002 未満
7m	0.001 未満	0.001 未満	0.002 未満	0.004 未満	0.0002 未満
8m	0.001 未満	0.001 未満	0.002 未満	0.004 未満	0.0002 未満
8.2m(帯水層底面)	0.001 未満	0.001 未満	0.002 未満	0.004 未満	0.0002 未満
土壌溶出量基準	0.01	0.01	0.1	0.04	0.002

土壌溶出量基準超過

(2) 地下水分析結果

地下水分析結果を表 5-21 に示す。

A-1 で、クロロエチレンの第二地下水基準超過が確認された。

なお、A-1 区画は、地下水流向下流側と考えられる南側敷地境界に面しているため、対象地境界調査は、代表地点で兼用する。

表5-2 地下水分析結果

単位: mg/L

	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
地下水	0.001未満	0.001未満	0.002未満	0.030	0.042
地下水基準	0.01	0.01	0.1	0.04	0.002
第二地下水基準	0.1	0.1	1	0.4	0.02

地下水基準超過

第二地下水基準超過

添付資料：（規則第58条第3項第1号）汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
 （規則第58条第3項第4号）対象地周辺の地図

6. まとめ

立石駅北口地区第一種市街地再開発事業の実施に伴い、指定作業場であるクリーニングビック立石7丁目店が廃止されたため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条の手続きを行うことを目的として本調査を実施した。

その結果、第一種特定有害物質はA-1でクロロエチレンの土壌溶出量基準超過が確認された。第二種特定有害物質(ふっ素及びその化合物)は土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していた。

また、地下水調査の結果、A-1でクロロエチレンの第二地下水基準の超過が確認された。調査結果総括図を図6-1に示す。

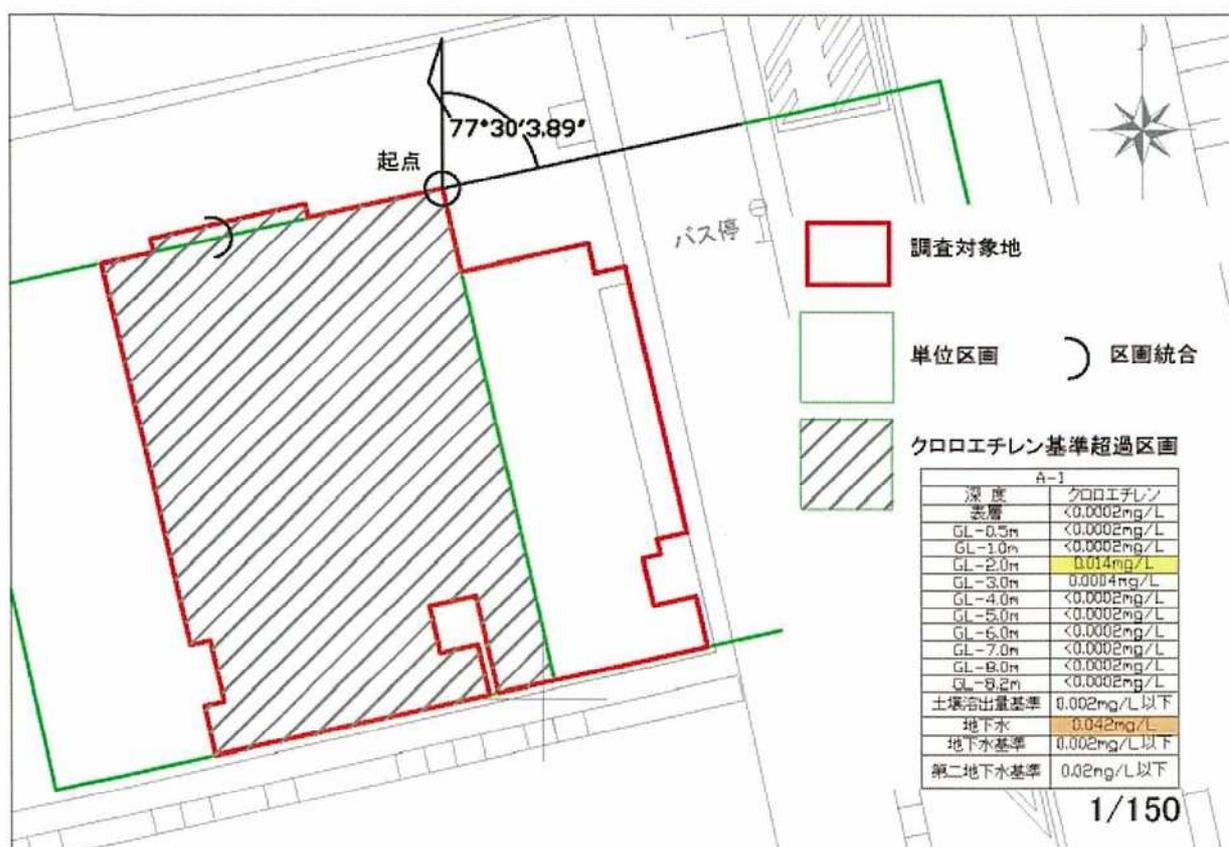
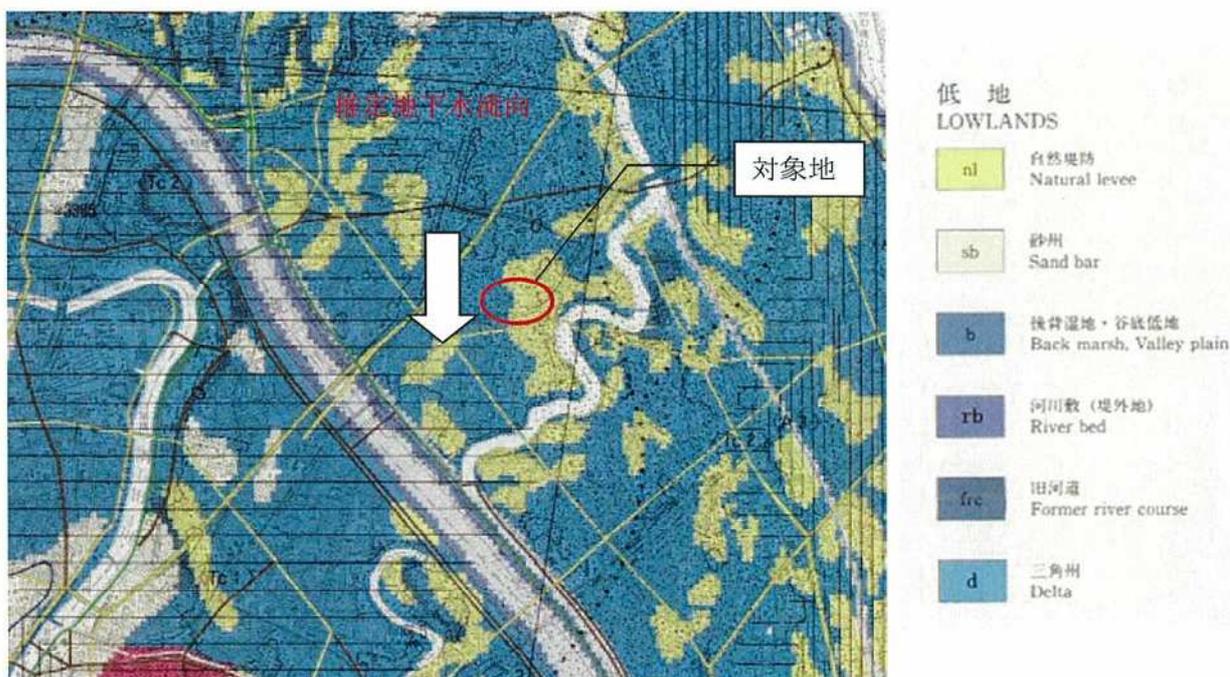


図 6-1 調査結果総括図

以上

地下水等の状況

対象地及びその周辺の地形は平坦な後背湿地と自然堤防であり、完新統の軟弱な低地である。
 地下水流向は、地形から、大局的な流れは隅田川及び旧中川に沿って概ね北から南へ向かっているものと推定される。



出典：土地分類基本調査図「地形分類図」（平成11年10月 東京都）



出典：土地分類基本調査図「表層地質図」（平成11年10月 東京都）

地下水汚染が到達し得る距離 計算結果

文書番号 No.12
状況調査報告書提出日 2024年7月11日
計算実施日 2024年7月9日
所在地 東京都 葛飾区立石七丁目
自由設定項目 0

指定に係る特定有害物質の種類 クロロエチレン
土質の種類 砂
動水勾配 0.0004 m/m

地下水汚染が到達し得る距離	400	m
---------------	-----	---

100年後の汚染の到達し得る距離

備考

動水勾配は本調査で得られなかったため、地表の勾配と同等とみなし、葛飾区史に記載された地表の勾配(1kmの標高の変化は40cm程度)を使用した。

土地利用計画
平面図



添付資料：（規則第58条第3項第1号）汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等
 （規則第58条第3項第4号）対象地周辺の地図

断面図

施設建築物の概要

街区名	西街区	東街区
建物規模	地上 36 階、地下 2 階	地上 13 階、地下 3 階
主要用途	住宅、店舗等	業務、店舗、公益的施設等
建築敷地面積	約 7,130㎡	約 4,660㎡
延床面積	約 84,580㎡	約 41,750㎡
高さ	約 125m	約 75m
戸数	約 710 戸	—

